

が変わります

介護保険制度は、住み慣れた地域で、高齢者が安心して暮らしていくために、介護を社会全体で支えあうしくみとして平成12年4月にスタートしました。このほど、制度が始まって以来はじめての大幅な見直しが行われ、4月から変わります。その主な改正内容についてお知らせします。

予防重視型システムへの転換

高齢者が、介護等が必要な状態にならないために、介護予防を重視した給付や事業を行います。

新予防給付の創設

軽度の要介護者（現行の要支援者および要介護1の一部）を対象に要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な新たな予防給付を創設します。

地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付けます。

要介護（要支援）の状態区分の変更

下の図のとおり、現在の要介護

（要支援）認定の段階に「要支援1、2」が新たに加わり「要支援1、2、要介護1〜5」という7段階の認定が行われます。

新たなサービス体系の確立

住み慣れた地域で生活を継続できるよう新たなサービス体系を創設します。

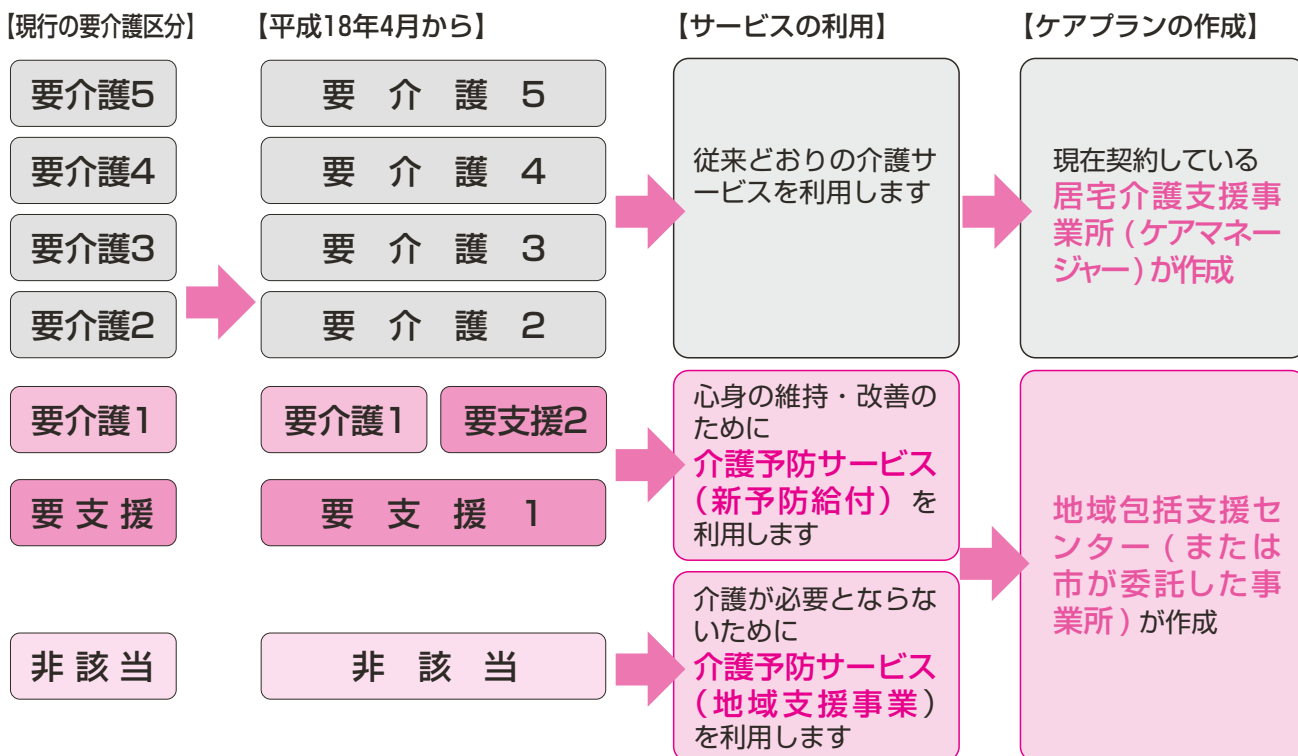
地域密着型サービス

身近な地域で、地域特性に応じた多様な柔軟な地域密着型サービスを提供します。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、次の4つの基本機能をもつ地域包括支援センターを新たに創設します。①総合相談・支援 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメント ④高

■要介護（要支援）の状態区分の変更



4月から

介護保険制度

高齢者虐待の防止や権利擁護の支援。

※地域包括支援センターとは

保健、介護、福祉の3分野の専門職が連携して高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと生活できるように支援していく機関です。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

要介護1～5のサービスを受ける場合、社会福祉法人等が行う介護保険サービス利用料の一部が、軽減の対象になります。

◆対象になる人：市民税世帯非課税者で、次の要件のすべてを満たす人のうち、その人の収入や世帯状況、利用料負担などを総合的に考慮し、生計が困難であると市が認めた人。

①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

②預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

③日常生活に供する資産（土地、家屋など）以外に活用でき

きる資産がないこと

④負担能力のある親族などに扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

◆利用できる施設：介護保険サービスを提供する事業所、施設の所在地の都道府県知事および市町村長に軽減することの申し出を行った社会福祉法人等の事業所、施設

◆その他：生活保護受給者および旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は軽減の対象から除きます。

福祉用具購入の注意

ポータブルトイレ、シャワーチェアなどの特定福祉用具は、どの事業所や販売店で購入しても福祉用具購入費補助の対象になっていました。しかし、4月からは指定を受けた事業者から購入した特定福祉用具だけが補助の対象となります。

購入にあたっては、担当ケアマネージャーか高齢福祉課に事前にご確認ください。

■問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 (TEL) 210299

どんなサービスが受けられるの？

要支援1、2の人

〈相談〉

- 介護予防支援

〈自宅を訪問し日常生活を手助け〉

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問リハビリテーション

〈お医者さんの指導のものと管理・助言〉

- 介護予防訪問看護
- 介護予防居宅療養管理指導

〈施設に通う〉

- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション

〈短期間施設に泊まる〉

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

〈環境を整える〉

- 介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修費の支給

〈施設に入って利用〉

- 介護予防特定施設入居者生活介護

〈住み慣れた地域で〉

- 地域密着型介護予防サービス

要介護1～5の人

〈相談〉

- 居宅介護支援

〈自宅を訪問し日常生活を手助け〉

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション

〈お医者さんの指導のものと管理・助言〉

- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

〈施設に通う〉

- 通所介護
- 通所リハビリテーション

〈短期間施設に泊まる〉

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

〈環境を整える〉

- 特定福祉用具購入費の支給
- 福祉用具貸与
- 居宅介護住宅改修費の支給

〈施設に入って利用〉

- 特定施設入居者生活介護

〈住み慣れた地域で〉

- 地域密着型サービス

- 〈生活介護が中心の施設〉 ●介護老人福祉施設
- 〈介護やリハビリが中心の施設〉 ●介護老人保健施設
- 〈医療が中心の施設〉 ●介護療養型医療施設